

東京ドームグループ 子供スイミングスクール会則

第1条(趣旨)

この会則は、東京ドームグループ 子供スイミングスクール（以下「スイミングスクール」と称します。）の運営に関する事項を定めるものとします。

第2条(事務所及び施設)

スイミングスクールの事務所及び施設は、以下のとおりに置きます。

- ・文京スポーツセンター：東京都文京区大塚三丁目29番2号、文京スポーツセンター内
- ・文京総合体育館：東京都文京区湯島七丁目1番2号、文京総合体育館内

第3条(管理・運営)

スイミングスクールは、東京ドームグループが管理・運営にあたります。

第4条(目的)

このスイミングスクールは水泳に対する正しい理解と関心を深めるため年間を通じて（一部期間は除く）指導員による水泳に関する指導を行い、水泳を通じて健全な心身の育成と会員相互の親睦を図るとともにスポーツの発展に寄与することを目的とします。

第5条(会員)

スイミングスクールの趣旨に賛同し、かつ本規約及び細則、入会基準に該当する方はスイミングスクールの会員になることができます。

第6条(申込手続)

スイミングスクールに参加を希望される方は、別途当グループが定めるスイミングスクール細則（以下「細則」と称します）所定の申込手続を行い、当グループの承諾を得るとともに、細則に定める1ヶ月分の月会費を添えて提出していただきます。

第7条(月会費)

- (1) 会員は毎月細則に定める額の月会費を前月末までに当グループに納入しなければなりません。
- (2) 予め当グループの承諾を得た場合、その他正当な理由がないにもかかわらず月会費の納入を3ヶ月間怠った場合は、スイミングスクールの会員資格を喪失いたします。

第8条(既払の申込金等)

いったん納入された月会費は、法令の定めまたは当共同体が認める場合を除き、これを返還いたしません。

第9条(指導内容)

スイミングスクールは年齢及び能力に応じたコースを設けて指導員が内容に沿ったプログラムを行います。そのプログラム内容は進級基準表に定めるものとします。

第10条(遵守事項)

- (1) 会員およびその保護者はスイミングスクールの秩序を維持し、場内においても常に本規約及び所定のルールを厳守し、当グループが別途定める場内管理規定及び従業員の指示に従わなければなりません。
- (2) 会員は常に自己の健康管理を怠ることなくこれに関する従業員の指示に従うとともに練習中に何らかの異常があると感じた場合には直ちに、従業員にその旨を申し出なければなりません。

第11条(休会)

- (1) 会員が1ヶ月欠席しようとするときには、別途定める届出用紙に必要事項を記載して休会することができます。ただし、休会月の前月末までに届出なければなりません。
- (2) 休会費は、届出用紙の届出と共に納付しなければなりません。
(休会費は、細則第2条第2項に定める)
- (3) スイミングスクールを欠席されていても、本条所定の手続に従い休会届を提出されない場合は、月会費が発生いたします。

第12条(会員証)

- (1) 会員カードは記名された方以外は使用することはできません。
- (2) 会員たる資格は第三者への譲渡・貸与はできません。
- (3) 会員カードを紛失または破損した場合、ただちに所定の手続きを行い、当グループに再発行を申請しなければなりません。なお、会員は再発行の手続きにつき費用が発生いたします。

第13条(除名等)

次の各号に該当する場合、当グループは、会員に対し、警告、会員資格の一時停止、除名等、その他必要な処分をすることがあります。

- (1) 会員またはその保護者が本規約又はその他当共同体の定める規約等に違反したとき。
- (2) 会員またはその保護者が当共同体又はその他の会員等の名誉を傷つけ若しくはスイミングスクールの秩序を乱したとき。
- (3) 会員またはその保護者がスイミングスクールの施設及び備品等を故意又は過失により破損したとき。
- (4) 会員またはその保護者が暴力団、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に属すると認められるとき、あるいは反社会的勢力に関与していると認められるとき
- (5) その他会員として品位を損なうと認める行為が会員またはその保護者にあつたとき。

第14条(会員資格の喪失)

会員は次の場合、その資格を喪失いたします。

- (1) 会員による退会の申し出があつたとき。
- (2) 第7条第2項に該当したとき。
- (3) 第13条に基づき当グループが会員を除名したとき。
- (4) 無断で3カ月以上欠席したとき。

第15条(退会)

- (1) スイミングスクールを退会する場合、会員は別途定める書面に必要事項を記入し、スイミングスクールを退会する意思を書面で提出しなければなりません。
- (2) 前項の書面は退会する月の当月末までに届出なければなりません。
- (3) スイミングスクールを欠席していても、退会届を提出するまでは会員資格を有していますので、月会費を納入していただきます。

第16条(事故等の責任)

- (1) 会員またはその保護者が第10条に定めた遵守事項その他本規約及び細則等に違反した場合には、会員又は第三者にいかなる事故が発生しても、当共同体は損害賠償責任及びその他一切の責任を負わないものとし、会員もこれについて何らの異議を申し出ることはできません。
- (2) 会員またはその保護者が第10条に定めた遵守事項その他本規約及び細則等の定めを遵守していた場合に生じた事故についても、当共同体又は従業員の指導若しくは指示に故意又は重大な過失があると認められ、又は施設の管理・運営につき当共同体又は従業員に故意又は重大な過失があると認められない限り、前項と同様に当共同体は損害賠償責任及びその他一切の責任を負わないものとします。

第17条(反社条項)

1.現在、自らまたはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

- ① 暴力団員等が経営をしていると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行ってはなりません。
 - ① 暴力的な要求行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為。
2. 相手方が第1項のいずれか一にでも違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力するものとします。また、自らが、第1項のいずれか一にでも違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとします。
3. 前項に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

第18条(細則)

本規約に定めのない事項及び業務遂行上必要な場合は細則をもって別途定めます。

第19条(改正)

- (1) 当グループは、必要に応じて本規約を改定・変更することができ、その効力はすべての会員およびその保護者に及ぶものとします。
- (2) 改定日を以下のとおり定めます。
 - 第1改正 平成25年3月1日
 - 第2改正 平成26年3月31日
 - 第3改正 平成30年7月1日
 - 第4改正 2021年4月1日(第11条 休会制度)
(西暦表記に変更)
 - 第5改正 2023年9月1日(第12条 会員証)(第15条 退会)(第17条 反社条項)

第20条(発行)

この規約は2023年9月1日に効力を生じます。